

7 広域化

7.1 ごみ処理広域化の実施・検討状況

7.1ごみ処理広域化の実施状況

市町村等	実施の有無	方式	運搬・委託先自治体名	品目	広域化に至った主な理由
熊谷市	○	一部事務組合	大里広域市町村圏組合	可燃・不燃・資源ごみ	埼玉県ごみ処理広域化計画
行田市	○	一部事務組合	鴻巣行田北本環境資源組合	可燃ごみ	施設の安定稼働や費用負担軽減等の総合判断
秩父市	○	一部事務組合	秩父市町村圏組合	可燃・不燃・資源ごみ	昭和44年に当時の自治省が第1次として全国に「広域市町村圏」を設定した。このことにより秩父郡市も昭和45年4月1日付で当時の1市4町4村で構成する秩父広域市町村圏組合を設定した
本庄市	○	一部事務組合	本庄市・美里町・神川町・上里町	ごみ処理・し尿処理	圏域内ごみ処理広域化計画
鴻巣市	○	一部事務組合(鴻巣行田北本環境資源組合)	鴻巣市、行田市、北本市	燃やせるごみ	施設の安定稼働や費用負担軽減
		一部事務組合(埼玉中部環境保全組合)	鴻巣市、北本市、吉見町	燃やせるごみ	施設の安定稼働や費用負担軽減
		一部事務組合(北本地区衛生組合)	鴻巣市、北本市、久喜市、吉見町	し尿	施設の安定稼働や費用負担軽減
深谷市	○	一部事務組合	熊谷市・深谷市・寄居町	可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ	埼玉県ごみ処理広域化計画
草加市	○	一部事務組合	東埼玉資源環境組合	可燃ごみ、剪定枝・刈草、し尿	昭和36年1月に「草加・越谷清掃組合」が発足し、ごみの共同処理が始まり、その後近郊町村においても人口の急増が進み清掃行政広域化の促進から、2市1町3村による「埼玉県東部清掃組合」が昭和40年10月に設立された。
越谷市	○	一部事務組合	東埼玉資源環境組合	可燃ごみ、剪定枝・刈草、し尿	昭和36年1月に「草加・越谷清掃組合」が発足し、ごみの共同処理が始まり、その後近郊町村においても人口の急増が進み清掃行政広域化の促進から、2市1町3村による「埼玉県東部清掃組合」が昭和40年10月に設立された。
蕨市	○	一部事務組合	戸田市	可燃ごみ・し尿処理	
戸田市	○	一部事務組合	蕨市	家庭系一般廃棄物	昭和34年度より実施
入間市	○	一部事務組合	入間西部衛生組合	し尿	し尿処理を共同で行うため
朝霞市	○	未定	和光市(埼玉県)	可燃ごみ	朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書の締結
志木市	○	一部事務組合	志木地区衛生組合	可燃、不燃、ビン、カン ペットボトル、粗大ごみ、有害ごみ	広域処理のため
	○	一部事務組合	朝霞地区一部事務組合	し尿・浄化槽汚泥	広域処理のため

市町村等	実施の有無	方式	運搬・委託先自治体名	品目	広域化に至った主な理由
久喜市	○	一部事務組合	久喜市、宮代町	可燃・不燃ごみ、し尿処理	広域処理のため
北本市	○	一部事務組合	鴻巣市、吉見町	可燃、粗大	不明
		一部事務組合	鴻巣市、吉見町、久喜市	し尿・浄化槽汚泥	不明
八潮市	○	一部事務組合	東埼玉資源環境組合	可燃ごみ	昭和36年1月に「草加・越谷清掃組合」が発足し、ごみの共同処理が始まり、その後近郊町村においても人口の急増が進み清掃行政広域化の促進から、2市1町3村による「埼玉県東部清掃組合」が昭和40年10月に設立された。
		一部事務組合	東埼玉資源環境組合	し尿、浄化槽汚泥処理	昭和36年1月に「草加・越谷清掃組合」が発足し、ごみの共同処理が始まり、その後近郊町村においても人口の急増が進み清掃行政広域化の促進から、2市1町3村による「埼玉県東部清掃組合」が昭和40年10月に設立された。
富士見市	○	一部事務組合	志木地区衛生組合	可燃、不燃、ビン、カン、ペットボトル、粗大ごみ、有害ごみ	広域処理のため
		一部事務組合	入間東部地区事務組合	し尿・浄化槽汚泥	広域処理のため
三郷市	○	一部事務組合	東埼玉資源環境組合	可燃ごみ	以前から一部事務組合で処理
		一部事務組合	東埼玉資源環境組合	し尿・浄化槽汚泥	以前から一部事務組合で処理
坂戸市	○	一部事務組合	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町	し尿	効率化のため(昭和40年5月に組合設立)
幸手市	○	事務委託	杉戸町	し尿	し尿の海洋投棄禁止により、杉戸町から処分の委託をされる
日高市	○	一部事務組合	入間西部衛生組合	し尿	し尿処理を共同で行うため
吉川市	○	一部事務組合	東埼玉資源環境組合	可燃・し尿	人口増加等によるごみ処理の諸問題に対応するため
ふじみ野市	○	事務委託	三芳町	全品目	ごみ処理広域化計画
三芳町	○	共同処理	ふじみ野市	家庭系一般廃棄物 事業系一般廃棄物(可燃のみ)	効率的なごみの減量化・資源化
滑川町	○	一部事務組合	小川地区衛生組合	可燃ごみ・し尿処理・不燃ごみ等	共同処理による経費削減
嵐山町	○	一部事務組合	小川地区衛生組合	可燃ごみ、し尿、不燃ごみ等	共同処理による経費削減
小川町	○	一部事務組合	小川地区衛生組合	可燃ごみ・し尿処理・不燃ごみ等	共同処理による経費削減
川島町					令和2年3月31日をもって、埼玉中部資源循環組合が解散することにより、ごみ処理広域化計画はなし。

市町村等	実施の有無	方式	運搬・委託先自治体名	品目	広域化に至った主な理由
吉見町	○	一部事務組合	埼玉中部環境保全組合	可燃ごみ・粗大ごみ	
		一部事務組合	埼玉中部資源循環組合	可燃ごみ・粗大ごみ	ごみ処理広域化計画(令和2年3月31日解散)
ときがわ町	○	一部事務組合	小川地区衛生組合	可燃ごみ・し尿処理・不燃ごみ等	共同処理による経費削減
横瀬町	○	一部事務組合	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町	可燃・不燃・資源ゴミ	昭和44年に自治省が第1次として全国に「広域市町村圏」を設定した。このことにより秩父郡市も昭和45年4月1日付で当時の1市4町4村で構成する秩父広域市町村圏組合を設立し、行政サービスの向上を図った。
皆野町	○	一部事務組合	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町	可燃・不燃・資源ごみ	昭和44年に自治省が第1次として全国に「広域市町村圏」を設定した。このことにより秩父郡市も昭和45年4月1日付けで当時の1市4町4村で構成する秩父広域市町村圏組合を設立し、行政サービスの向上を図った。
長瀬町	○	一部事務組合	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町	可燃・不燃・資源ごみ	昭和44年に自治省が第1次として全国に「広域市町村圏」を設定した。このことにより秩父郡市も昭和45年4月1日付で当時の1市4町4村で構成する秩父広域市町村圏組合を設立し、行政サービスの向上を図った。
小鹿野町	○	一部事務組合	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、秩父広域市町村圏組合	可燃・不燃・資源ごみ	一部事務の共同処理
東秩父村	○	一部事務組合	小川地区衛生組合	ごみ処理・し尿処理	共同処理による経費削減
美里町	○	一部事務組合	本庄市・神川町・上里町・児玉郡市広域市町村圏組合	ごみ処理・し尿処理	圏域内ごみ処理広域化計画
神川町	○	一部事務組合	本庄市・美里町・上里町・児玉郡市広域市町村圏組合	ごみ処理・し尿処理	圏域内ごみ処理広域化計画
上里町	○	一部事務組合	本庄市・美里町・上里町・児玉郡市広域市町村圏組合	ごみ処理・し尿処理	圏域内ごみ処理広域化計画
寄居町	○	一部事務組合	大里広域市町村圏組合	可燃ごみ、不燃ごみ(資源・その他)	埼玉県ごみ処理広域化計画
宮代町	○	一部事務組合	久喜市	一般廃棄物全般	ごみ処理の効率化
杉戸町	○	事務委託	幸手市	可燃ごみ	ごみ・し尿相互処理

市町村等	実施の有無	方式	運搬・委託先自治体名	品目	広域化に至った主な理由
蓮田白岡衛生組合	○	一部事務組合	蓮田市、白岡市	ごみ処理・し尿処理	構成市の塵芥、し尿を共同処理するため。
志木地区衛生組合	○	一部事務組合	構成市(志木市・新座市・富士見市)	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ等	ごみの共同処理が必要となったため
入間東部地区事務組合	○	一部事務組合	富士見市・ふじみ野市・三芳町	し尿・浄化槽汚泥	広域処理のため
小川地区衛生組合	○	一部事務組合	小川地区衛生組合	可燃ごみ・し尿処理・不燃ごみ等	共同処理による経費削減
蕨戸田衛生センター組合	○	一部事務組合	蕨市・戸田市	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、し尿、資源ごみ	蕨市、戸田市のごみの処理を共同で行うため、昭和34年に設立
鴻巣行田北本環境資源組合	○	一部事務組合	鴻巣市、行田市	可燃ごみ	施設の安定稼働や費用負担軽減等の総合的判断
秩父広域市町村圏組合	○	一部事務組合	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町	可燃・不燃・資源ごみ	廃棄物の共同処理のため
児玉郡市広域市町村圏組合	○	一部事務組合	本庄市・美里町・神川町・上里町	ごみ処理・し尿処理	圏域内ごみ処理広域化計画
埼玉西部環境保全組合	○	一部事務組合	鶴ヶ島市・毛呂山町・鳩山町・越生町	ごみ全般(資源物を含む。)	S46年一組設立 S47年現在の構成になった(越生町が加入)
埼玉中部環境保全組合	○	一部事務組合	鴻巣市・北本市・吉見町	可燃ごみ・粗大ごみ	ごみ処理に関する事務を共同処理